

医政発0516第11号
平成25年5月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成13年4月26日医政発第484号本職通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱」を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱</p> <p>1. 目的 この事業は、<u>情報通信技術</u>を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を<u>解消し</u>、<u>医療の質及び信頼性を確保すること</u>を目的とする。</p> <p>2. 実施主体 (略)</p> <p>3. 事業内容 <u>情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。</u> また、<u>医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等</u>に対し、<u>テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。</u></p> <p>4. 整備対象 遠隔医療（<u>遠隔病理診断・遠隔画像診断・在宅患者に対する遠隔診療</u>）の実施に必要な<u>コンピュータ機器・通信機器等</u>（ソフトウェアの導入を含む）の整備</p> <p>5. その他 <u>(1) 遠隔診療については、平成9年12月24日付け厚生労働省健康政策局長通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（最終改正：平成23年3月31日）により、その基本的な考え方や、患者の居宅等との間で遠隔診療を行うに際しての医師法第20条等との関係から留意すべき事項を示している。</u> <u>(http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/johoka/d1/h23.pdf)</u> <u>(2) 遠隔医療を実施するに当たっては、</u> ①「<u>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン</u>」 <u>(http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/d1/h1227-6a.pdf)</u> ②「<u>医療情報システムの安全管理に関するガイドライン</u>」 <u>(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/02/d1/s0202-4a.pdf)</u> <u>を遵守すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱</p> <p>1. 目的 この事業は、<u>通信技術</u>を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差<u>解消</u>、<u>医療の質及び信頼性の確保</u>を目的とする。</p> <p>2. 実施主体 (略)</p> <p>3. 事業内容 <u>情報通信機器を活用することで、病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の助言による適切な対応を可能とする。</u> また、<u>医学的管理が必要な慢性疾患であって地理的理由等により往診・通院が困難な患者、がん末期患者、人工呼吸器装着患者等</u>に対し、<u>テレビ電話等の機器を貸与して遠隔地からの医療支援を行う。</u></p> <p>4. 整備対象 遠隔医療（<u>テレパソロジー、テレラジオロジー、在宅患者に対する遠隔医療</u>）の実施に必要な<u>コンピュータ機器等</u>（ソフトウェアの導入を含む）の整備</p>

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 実施主体

都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者。

3 事業内容

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。

また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。

4 整備対象

遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像診断・在宅患者に対する遠隔診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備

5 その他

(1) 遠隔診療については、平成9年12月24日付け厚生労働省健康政策局長通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（最終改正：平成23年3月31日）により、その基本的な考え方や、患者の居宅等との間で遠隔診療を行うに際しての医師法第20条等との関係から留意すべき事項を示している。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/johoka/dl/h23.pdf>)

(2) 遠隔医療を実施するに当たっては、

①「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/dl/h1227-6a.pdf>)

②「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/02/dl/s0202-4a.pdf>)

を遵守すること。